

常陸大宮市告示第21号

常陸大宮市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月27日

常陸大宮市長 三次 真一郎

常陸大宮市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等の撤去工事を実施する者に対し、危険ブロック塀等撤去補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険ブロック塀等」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 通学路又は常陸大宮市建築物耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路(以下「通学路等」という。)に面して設置されている塀であること。
- (2) 組積造又は補強コンクリートブロック造の塀であって、調査により倒壊の危険性があるものであること。
- (3) 道路面からの高さが80センチメートルを超える塀であること。
- (4) 販売を目的とする土地に存する塀でないこと。
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっている塀でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、危険ブロック塀等の一部又は全部を撤去する工事とする。ただし、建築基準法第42条第2項に規定する道路内に存する危険ブロック塀等を撤去する工事にあつては、その全部を撤去するものに限る。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する

者とする。

- (1) 危険ブロック塀等の所有者又は共有者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者（市内に本店、支店又は営業所を有する者に限る。）に請け負わせて補助事業を実施する者であること。
- (3) 危険ブロック塀等の所有者又は共有者及びその世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
- (4) 既に補助金の交付を受けている者でないこと。ただし、既に補助金の交付を受けた危険ブロック塀等が存していた敷地以外に存する危険ブロック塀等を撤去する場合には、この限りでない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要した経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は危険ブロック塀等を撤去した部分の延長に1メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、100,000円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 危険ブロック塀等が共有物である時は、前項の規定による申請をする者は、当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、危険ブロック塀等撤去補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第7号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。